

平成15年度第1回大台ヶ原自然再生検討会・森林生態系部会

- ◆日時 平成15年9月2日(火) 13:30~16:30  
◆場所 奈良市「春日野荘」  
◆出席者 検討委員/10名中9名出席  
関係機関/近畿中国森林管理局三重森林管理署, 奈良県, 上北山村,  
上北山村森林組合  
環境省/近畿地区自然保護事務所長,

自然環境計画課課長補佐 他  
財団法人自然環境研究センター(事務局)

- ◆議事 (1) 第1回大台ヶ原自然再生検討会の内容について  
(2) 部会設置要領について  
(3) 平成15年度の調査・検討内容について  
1) 植生タイプ区分及び再生ポテンシャルについて  
2) 野生動物調査について  
3) これまでの対策等の評価分析と再生手法の検討について

◆議事概要 (会議は公開で行われた)

議事(1)

○第1回大台ヶ原自然再生検討会の内容について環境省より説明。

議事(2)

○部会設置要領(案)について事務局より説明し, 承認された。

議事(3)

○資料に基づき, 平成15年度の調査・検討内容について, 事務局より説明。

○委員からの主な指摘

- ・ 植生区分及び再生ポテンシャルの評価のための調査に, 土壌・光・乾燥状況などの生育基盤調査, 大台ヶ原に生育する希少植物の調査及び酸性雨の影響調査を追加。
- ・ 植性や動物(両生は虫類等)は, 9~12月の調査では十分なデータは得られない。
- ・ ラス巻きつけ木の追跡調査は抽出調査でよいのではないか。
- ・ 防鹿柵設置を漫然と続けるのは疑問。鋼製より簡易なものもあり, 新しい手法も含めて構造, 形状, 材質等を幅広く検討すべき。

○具体的な調査方法及び保全再生手法については, 別途, ワーキンググループをそれぞれ設け引き続き詳細検討を行うこととなった。また, 今年度行うのは現状把握のための調査であり, モニタリング手法については今年度の調査の結果も踏まえて, 次回部会で検討することとなった。

[文責 近畿地区自然保護事務所]

## 平成15年度第2回大台ヶ原自然再生検討会・森林生態系部会

◆日時 平成15年12月25日(木) 13:30~16:10

◆場所 春日野荘 天平の間

◆出席者 検討委員/10名中9名出席

関係機関/近畿中国森林管理局三重森林管理署、奈良県、上北山村、  
上北山村森林組合

環境省/近畿地区自然保護事務所長、他

### ◆議事

- (1) 平成15年度調査の結果と分析について
  - 1) 森林タイプ別再生ポテンシャル調査
  - 2) 野生動物に関する調査
  - 3) 利用による自然環境への影響調査
- (2) これまでの対策等の評価分析
- (3) 森林生態系の保全再生手法について

### ◆議事概要 (会議は公開で行われた)

○資料に基づき、第一回部会指摘事項への対応について事務局より説明。

#### 議事(1)

○平成15年度調査の結果と分析について事務局より説明。

○委員からの主な指摘

(森林タイプ別再生ポテンシャル調査について)

- ・倒木上、根株上の実生については、種子の豊凶との関係もあるので、年齢を調べるべき。
- ・今回の報告は中間段階のものであり、調査結果のとりまとめにあたっては、森林生態系の再生にどうつながるかを視野に、各委員が積極的に意見を出していくべき。

(野生動物に関する調査について)

- ・この調査結果だけをもとに判断してしまうのではなく、調査方法の妥当性を含め、各分野の専門家に再確認すべき。
- ・鳥類の生態等については、とりまとめにあたり委員と相談すべき。
- ・本年度調査が秋以降のものであり、春夏の追加調査が必要であるなどの点を明記した上で、本年度調査結果からわかる範囲でとりまとめを行い、森林生態系の再生に向けできるところから実施すべき。

(利用による自然環境への影響調査について)

- ・侵入種が3割近いという結果は、相当深刻。
- ・過去のドライブウェイ沿いの植生調査結果との比較や法面緑化に使われた草本類の確認などが必要。
- ・本年度調査は予備的なものといえる。将来的な利用対策もにらみつつ、補足的な調査の実施について検討すべき。
- ・犬などのペットの持ち込みは認めるべきではない。諸外国でも厳しく規制しており、データ以前の問題。

議事（２）

○資料に基づき、これまでの対策等の評価分析について事務局より説明。

○委員からの主な指摘

- ・過去を云々するのではなく、反省点を今後の取組みに活かすことが重要であり、きちんと整理しておくべき。

議事（３）

○資料に基づき、実証的に取り組むべき森林タイプ別の再生手法（案）について事務局より説明。

○委員からの主な指摘

- ・具体的に取り組むべき内容が見えてきた。

## 平成15年度第1回大台ヶ原自然再生検討会・利用対策部会

◆日時 平成15年9月24日(水) 13:00~15:30

◆場所 上北山村「大台ヶ原ビジターセンター」

◆出席者 検討委員/6名中5名出席

関係機関/奈良県, 三重県, 上北山, 川上村, 宮川村, 上北山商工会,  
吉野熊野観光開発株式会社, 奈良交通株式会社  
環境省/近畿地区自然保護事務所長 他

◆議事(1) 第1回大台ヶ原自然再生検討会の内容について

(2) 部会設置要領について

(3) 平成15年利用対策検討調査計画について

◆議事概要 (会議は公開で行われた)

議事(1)

○第1回大台ヶ原自然再生検討会の内容について環境省より説明。

議事(2)

○部会設置要領(案)について事務局より説明し, 部会の構成にNPO, NGOを明記する等の修正後, 承認された。

議事(3)

○資料に基づき, 平成15年度の調査・検討内容について, 事務局より説明。

○委員からの主な指摘

- ・利用の適正化については, マイカー規制など利用のコントロールのみに特化すべきではない。また, 利用規制やワイズユースが地域振興につながることを積極的に打出すべき。
- ・利用対策の具体化にあたるたつては, 環境省が出来ることをはっきりさせたいうで地域や他省庁との役割分担や連携のしかたを明確にするなど手順を追ってすすめるとともに, 行政機関による調整を実務的に行うべき。
- ・利用対策については, 質の改善と量の適正化について, それぞれ具体的メニューを検討するための資料を整えることが必要。このうち量の面では, 交通規制などの量的規制をテーマとすることをはっきりさせるべき。
- ・ワークショップは, 地域が主体となって利用のあり方を検討するための民主的な手順の一環としてとらえるべき。開催の形は基本的に環境省に委ねるが, 利用対策部会が密接に協力するという形とする。
- ・ワークショップは地域からの幅広い参加があり, 具体的に議論が動き出したという点で有意義だった。なお, ワークショップでは大台ヶ原の自然の現状や自然再生の意義, 内容を伝え地元の理解を得ることも大切。
- ・マイカー規制については部会で合意している。今後, 地域で合意形成をすすめていく上で, 次のワークショップには部会としての考え方を持って臨むべき。

○次回の利用対策部会に, 特にマイカー規制について具体的な検討材料を, 環境省が県や村等関係機関と調整のうで提示し, 利用対策部会として検討を行う。その結果を受けてワークショップ(意見交換会)を開催することとなった。

[文責: 近畿地区自然保護事務所]

## 平成15年度第2回大台ヶ原自然再生検討会・利用対策部会

- ◆日時 平成15年12月2日(火) 13:30～16:30
- ◆場所 春日野荘 畝傍の間
- ◆出席者 検討委員/6名の委員全員出席  
関係機関/奈良県、三重県、上北山村、川上村、吉野熊野観光開発株式会社、  
奈良交通株式会社  
環境省/近畿地区自然保護事務所長、他

### ◆議事

- (1) 利用実態調査および利用者アンケートの結果について
- (2) 大台ヶ原の利用のあり方について

### ◆議事概要 (会議は公開で行われた)

#### 議事(1)

- 資料に基づき、第一回部会指摘事項への対応、平成15年度調査結果について事務局より説明。

#### 議事(2)

- 資料に基づき、大台ヶ原の利用に係る課題の整理と新しい利用のあり方(案)について事務局より説明。

#### ○委員からの主な指摘

##### (新しい利用のあり方メニュー(案)全体について)

- ・具体的な候補地名まで出ているが、11月13日の行政連絡会議の内容如何?
- 県、村の関係行政機関に対し、当部会において環境省案として資料を提示することについて説明したもの。具体的な協議・調整は今後行うもの。
- ・提示されたメニュー案は評価できる。ただし、どれも今後関係機関との調整が必要であり、課題が山積み。
- ・メニュー案が大台ヶ原における自然再生にどうつながるのか、全体像の説明が必要。
- ・メニュー案はそれぞれ主体を明らかにすべき。
- ・メニュー案の全体的な構造は了解。順番を含め表現については工夫が必要。

##### (各メニュー(案)について)

- ・利用者にもある程度費用負担を求める有料ガイド導入すべき。
- ・ガイドツアーの充実として、無料ガイドは検討対象とすべきではない。
- 有料ガイドをイメージしやすいよう、現行のボランティア等による無料ガイドとの比較する形で示したもの。
- ・利用調整地区は西大台に限定せず、大台ヶ原全体で考えることも必要。
- ・西大台における植生の保全是急を要する問題であり、まずは西大台から利用調整地区の検討を進めるべき。
- ・山の利用のあり方として、指定場所でのキャンプを認めることは重要。

##### (マイカー規制について)

- ・パークアンドライドの駐車場候補地については利害の対立も想定されるので地元の理解が不可欠。地域振興への配慮は当然として、環境への影響や利用者の視点も含め総合的に

検討すべき。

- ・マイカー規制の実施に向けては、当部会で議論を進めるというよりは、環境省がイニシアティブをとって関係行政機関と協議会を設置するなど、まさに行政が行うべきこと。調整に時間も要するので早急に進められたい。
- ・シャトルバス運行にかかる費用等、事業者の視点からの検討も必要。
- ・各候補地案の比較検討のためには、造成にかかる費用や自然環境の改変度合いなどについて大まかな試算が必要。
- ・ドライブウェイ路肩空間の活用案は、現状追認にすぎず、自然環境への影響を軽減するというマイカー規制の本質から外れており候補地から削除すべき。
- ・路肩空間のデータは残すとしても、部会として駐車場候補地とすることには慎重にならざるを得ない。
- ・マイカー規制実施に向けた社会実験を急ぐべき。
- ・具体的な検討を急ぐべきであり、社会実験だけを先行させても意味がない。
- ・社会実験の実施を含め、母体となる組織づくりがまず必要。

(その他)

- ・ワークショップを開催し、事例紹介などにより地元の不安を解くとともに、地元の人意見を幅広く聞くことが大事。また、大台ヶ原の自然の現状について、専門家からわかりやすく話してもらうのも一案。
- ・大台ヶ原における自然環境の保全・再生についての共通認識を例えば環境コードのような形で宣言し、外部に発信していくことも必要。
- ・大台ヶ原の自然環境や利用のあり方を産官学、NPO等との協働で、継続的にモニタリングし、データベース、情報発信の場として機能するフィールド科学ステーションやセンターといった体制づくりを考えるべき。
- ・大台ヶ原の自然や利用のあり方を引き続き議論していく場が必要。

[文責 近畿地区自然保護事務所]